⑯　本工事は、概略発注方式の対象工事である。
概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、下記の条件を満たす者とする。

①　単体で申請する場合
下記の㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合
下記の条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は上記の㋐及び㋑の条件を満たさなければならないものとし、代表者以外の構成員は上記の㋐又は㋑の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、ＰＣ橋上部工工事を施工する構成員は上記の㋐の条件を満たし、土木工事を施工する構成員は上記の㋑の条件を満たさなければならないものとする。なお、両方の工事を担当する場合は、上記の㋐及び㋑の条件を満たさなければならないものとする。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　施工実績　平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体で申請する場合
下記に掲げる㋐同種工事の施工実績を有すること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
共同企業体を構成する代表者が、下記に掲げる㋐同種工事の施工実績を有し、かつ、共同企業体を構成する代表者以外の構成員が㋐同種工事又は㋑同種工事の施工実績を有すること。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合
ＰＣ橋上部工工事を担当する者が、㋐同種工事のうちａ）の施工実績を有し、土木工事を担当する者は、㋐同種工事のうちｂ）の施工実績を有すること。なお、構成員を施工区間別とし、両方の工事を担当する場合は、各構成員が㋐同種工事の施工実績を有すること。

㋐　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）
ａ）片持ち張出施工（片持ち式架設工法を含む）により架設した最大支間長85ｍ以上あるＰＣ連続箱桁橋の工事
ｂ）深礎工法により施工した杭長20m以上の場所打ち杭の工事

㋑　同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）
ａ）片持ち張出施工（片持ち式架設工法を含む）により架設した最大支間長45ｍ以上あるＰＣ連続箱桁橋の工事
ｂ）深礎工法により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成15年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。
同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）
ａ）片持ち張出施工（片持ち式架設工法を含む）により架設した最大支間長45m以上あるＰＣ連続箱桁橋の工事
ｂ）深礎工法により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事
なお、特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、構成員のうち１者の現場代理人又は主任（監理）技術者が同種工事の施工実績を有していればよい。特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、構成員それぞれが分担する工事の施工実績を有している現場代理人又は主任（監理）技術者を配置すること。

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　詳細設計において、次に掲げる基準のいずれかを満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㋐　管理技術者
１）技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］
２）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成12年度以前の試験合格者
３）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること。